

獣医療法第 15 条第 1 項の資金指定

(平成 4. 9. 1 大蔵省・農林水産省告示第 8 号)

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、同項の資金を次のように指定する。

獣医療法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項に掲げる資金のうち次に掲げる事項を行うのに必要なもの

- 一 当該資金により整備（新たに開設する場合を含む。）を行った診療施設（診療用機器及び診療用車両を含む。以下同じ。）における 1 年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る法第 2 条第 1 項に規定する飼育動物（以下「産業動物」という。）の診療の業務量の割合が、新たに 50 パーセント以上となる場合における当該診療施設の改良、造成又は取得
- 二 産業動物の診療の業務に従事する獣医師の増員に際して必要となる診療施設の改良、造成又は取得
- 三 産業動物に係る獣医師に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設の改良、造成又は取得